ルビーホーム入所希望の皆様へ

1. 入所対象者

神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針に基づき、入所できる方は次の通りとなっています。平成27年4月以降の新規入所は、原則として要介護3以上の方に限定されますが、要介護1又は要介護2の方であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる場合には、特例的に入所することができます。

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、次の事情を考慮します。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動 や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・ 行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

2. 入所決定の手続き

- (1) 入所申し込みの受付け…入所申し込みを受付ける際には、原則として面接を行い個別事情を確認します。
- (2) 入退所の決定に係る事務を処理するため、入退所検討委員会を設置し、原 則毎月 1 回以上開催します。以下の項目に基づいて入所順位を決定しま す。
 - 〇入所者ご本人の心身の状況(要介護度等)
 - ○ご家族の状況
 - ○待機期間
 - ○地域性(同様な状況の方の中では小田原市周辺の方を優先します)
 - ○年齢(同様な状況の方の中では年齢の高い方を優先します)
 - ○行政機関から要請があった場合など、緊急性を認める場合には、優先 的に入所を決定することがあります
 - 〇施設の受入れ状況により、性別、認知症の有無等で順番が前後する場合があります。

(3) 待機順位について

年	月現在、	当施設には約	<u>名の</u>
	待機者がいらっしゃいます。		

待機順位は随時変動します。その為待機期間がどの程度なのかは施設側でも 把握するのは困難です。待機順位のお問い合わせにつきましては、現在のとこ ろ〇番目位です、としかお答えできません。

ご本人やご家族の状況等に変化があった場合、また他施設入所等で辞退される場合には、お手数ですが施設までご連絡いただけるようお願い申し上げます。

(4) 入所にあたって

待機順位が上位になった方に、施設よりご連絡し、ご本人の面接調査をさせていただきます。また健康診断書を提出していただき、これらの情報をもとに入退所判定会議にて、総合的に入所が可能か判断します。

入所困難と判断された場合には、入所を保留とすることやお断りする場合が ございます。

(5) 入所困難と判断される例

- 入院が必要な心身状態である場合、また短期間に入退院を繰り返すなど、 病状が不安定な場合
- ・施設の看護体制では実施できない医療的なケアが必要な場合 (経管栄養、常時の点滴、常時の痰の吸引、在宅酸素療法、、(ソシュリン注射)
- 認知症状等で自傷他害のおそれがあり、集団生活を送ることが著しく困難 な場合

《注:自傷他害とは···自殺企図などの自傷行為と、傷害、暴行、器物破損 など他者の生命・財産などに害をおよぼす他害行為の事です》

- ・安全を確保するにあたって随時の身体拘束が必要となり、拘束の撤廃が明 らかに困難な場合
- ・ご本人の意思疎通に支障がない方で、ご本人自身が入所に同意されない場合
- 食物アレルギーがあり、当施設では食事の提供ができない場合 ※アレルギーの種類によっては、可能な場合があります。